選択必修領域	イ～ヘ　［略］ ト　育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ～ワ　［略］ カ　教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ヨ　［略］	［略］
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第七条第五項第三号」を「第七条第六項第三号」に改める。

附　則

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法施行規則第二条表備考第十四号及び第十五号、第五条表備考第七号、第七条、第十条の二、第十一条、第十一条の二、第十六条第五項並びに第二十一条の二の改正規定並びに第三条は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第二欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和四年三月三十一日までに第二欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一、別表第三から別表第五、別表第八又は附則第五項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項、第四条第一項又は第五条第一項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄
この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	旧規則に規定する科目
教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）

3　令和四年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、次の表の第二欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和四年三月三十一日までに同表の第二欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五、別表第八又は附則第五項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育職員免許法施行規則第三条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、同表の第二欄に掲げる科目の単位については、同表の第一欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄
この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	旧規則に規定する科目

選択必修領域	イ～ヘ　［同上］ ト　育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ～ワ　［同上］ カ　教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ヨ　［同上］	［同上］
［同上］		